

第 1 回愛荘町（仮称）自治基本条例策定検討委員会 会議録

開催日時	平成 21 年 2 月 6 日（金） 午前 9 時～午前 11 時 15 分											
場所	愛荘町役場 愛知川庁舎 3 階 第 4 会議室											
傍聴人	0 人											
出席者	富野	廣田	道明	藤沢	山田	藤田	松浦	玄田	山本	外川	近藤	前川
								-				
					村西町長							
					(事務局)細江総務主監、福田総務課長、西川							
議事	<p>町長あいさつ</p> <p>委員自己紹介</p> <p>研修 「わがまちの自治基本条例」</p> <p style="padding-left: 40px;">講師 龍谷大学法学部教授 富野 暉一郎 氏</p> <p>愛荘町（仮称）自治基本条例策定検討委員会設置要綱について</p> <p>委員長、副委員長の選出</p> <p>町長より諮問</p> <p>協議事項</p> <p style="padding-left: 40px;">委員会会議の公開および傍聴について</p> <p style="padding-left: 80px;">愛荘町付属機関等の会議の公開に関する要綱</p> <p style="padding-left: 40px;">愛荘町(仮称)自治基本条例策定検討委員会傍聴要綱(案)について</p> <p style="padding-left: 40px;">愛荘町(仮称)自治基本条例策定体制について</p>											

1. 町長あいさつ

平素は行政のいろいろな面でお世話になりお礼申し上げます。2月でもう間もなく、合併して丸3年を終え、4年目を迎えますが、この間いろいろな計画づくりを住民皆さんとともに進めてまいりました。この3年間は計画づくりに費やしてきたのかなというような感じがいたします。全てに住民の皆さん方が参加いただくということを基本にして、新しいまちをつくらうという計画、特に総合計画は、新しいまちの青写真でございますが、一昨年12月に制定しました。いまその計画に沿って事業を進めています。その基本に掲げているのは、協働のまちづくりとして、住民と行政のパートナーシップを一番の理念としています。分権型社会の中では、これから独自の自立した自分たちのまちを創っていく、今までのように国や県の指導によって、北から南まで画一した平坦なまちをつくるのではなく、お金のないときは知恵と工夫、それと皆さんの汗で独自の町を創っていくことが一番大事なことであります。そのためには自治基本条例をつくり、そしてみんながまちをつくる。この条例は自治体の憲法であります。早い時期から富野教授をお招きし、職員の研修等に取り組んでいます。委員の皆様と自治基本条例の必要性を含め、ご理解を深めていただくためにも研修会も予定しています。皆様の知恵を出していただきまちづくりを進めていきたいと思っています。今後何度も出席いただきますがよろしくお願い申し上げます。

ます。

2. 委員自己紹介

総務主監 それでは、早速ですが、会議に移らせていただきたいと思います。

お手元の委員会次第を2枚ほどめくっていただきますと、委員会の委員名簿をつけさせております。12名の委員の方をお願いさせていただいたところでございます。

それぞれ自己紹介を順番にお願いしたいなと思います。名簿の順番に、自己紹介をよろしく願いいたします。

委員自己紹介

事務局自己紹介

総務主監 先ほど町長から話がありましたように、一昨年12月に愛荘町の総合計画を策定いたしました。今、お手元に『愛荘町総合計画』と書いた冊子をお配りさせていただいております。非常に盛りたくさんの計画になってございます。この計画ができて、今年度からその計画に基づいて行政運営を進めているところでございます。

これは、総合計画の2ページ・3ページに目次がございます。この目次の第2部に基本構想がございます、その2番目に、「まちづくりの基本方針」というのが書いてございます。

1から6番まで、1番ですと、「安心・健やか健康福祉のまちづくり」、2番目が「環境のまちづくり」、3番目が「都市基盤のまちづくり」、4番目が「産業活力のまちづくり」、5番目が「文化のまちづくり」、6番目が「協働のまちづくり」というように6本が柱となって基本方針がつくられております。

その次に第3部としましては、もう少し噛み砕いた基本計画で、これが第1章から第6章までございます。

その第6章のところに、「共に築く協働のまちづくり」というのがございまして、その5番目に、「住民と行政のパートナーシップの確立」というのがございます。この中身につきましては、105ページをお開きいただきたいと思います。

基本計画の中の「協働のまちづくり」の中のまた5番目に「住民と行政のパートナーシップの確立」という計画になってございます。その105ページの上に「(3)自治基本条例の制定」ということで記載がございます。愛荘町の自治基本条例を住民参加のもとに制定していこうということで、総合計画に掲げているところでございます。

それから、118ページに総合計画をつくる時に審議会を立ち上げまして、その審議会に行政から総合計画の策定について諮問をさせていただいて答申をいただいたのが、この118ページの下のところでございます。総合計画審議会の会長からの答申でございます。

その答申の2番目のところに、「住民と行政の協働によるまちづくりの仕組みについては、住民が町政やまちづくりに参画する方法などを規定する、いわゆる自治基本条例を整備するとともに、地域社会が参加する新しい手法を積極的に施行するなどによって、住民参加によるまちづくりを推進する」というようなことで、これらを含めまして、また先ほども自己紹介の中にもございましたように、合併以来、100人委員会を現在も進めているわ

けですけれども、この100人委員会の提言の中におきましても、自治基本条例の制定と
いうようなご提言をいただいたところでございます。

本町におきましても基本条例の制定に向けて、皆さん方のご意見をいただいて、条例案
づくりをしていこうかと考えさせていただいておるところでございます。

1つは、1枚ものの資料をつけております。これは、20年4月1日現在の資料で、全
国でどの市町が自治基本条例を制定されているかという資料をつけております。県内で平
成15年度に甲良町、それから、先ほども富野先生からお話ございましたように、平成
18年度に米原市が制定されております。それから、平成19年度に野洲市、平成20年
度に近江八幡市がそれぞれ制定されている状況でございます。

そういうことで、皆さん方にこれからお願いするわけですが、なかなかこの自治基本条
例策定という、非常に堅苦しい話で、どのようなことかなと皆さん方もご心配をいただ
いていたかなと思います。私たち町職員につきましても初めての試みでありますので、ど
のような方法で条例づくりをしていったらいいか非常に不安な思いもしております。龍谷大
学の方から富野先生にご出席をいただいており、先ほどもお話ございましたように、米
原市は、まちづくり基本条例の自治基本条例をつくる会というのを発足されまして、その
会の顧問として活躍されております。そういうことで、今回におきましても先生のご助言
をいただきながら進めていきたいなと思っております。

初回でもありますので、この自治基本条例とは何か、またなぜこの条例が必要になって
きたかというようなことも含めまして、研修というような形で、『わがまちの自治基本条例』
と題しまして、龍谷大学の富野先生からお話をいただこうかと思っております。

富野先生は、1984年から神奈川県の大和市市長を3期務められまして、1994年に
島根大学の教授、それから龍谷大学の法学部の教授ということで活躍をされております。
大和市市長時代には、市民自治に基づく行政を推進されまして、全国青年市長会理事を務め、
また、世界市長会議に出席するなど海外において日本の地方自治に関する講演などを精力
的に行われております。

先生からお話をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

3 . 研修

「わがまちの自治基本条例」

龍谷大学法学部 富野暉一郎教授

それでは、私から短い時間でございますけれども、自治基本条例とは基本的にどうい
うものかということについて、お話をさせていただきたいと思っております。

ただ、私は大学の先生をやっておりますけれども、あまり堅苦しい話は嫌いございま
して、もともと私は天文学をやっていたのです。星の世界です。それで大学院のドクター

コースまで行って、そのあと父親が亡くなったものですから、会社の社長をやりました。ベンチャービジネスで10年間社長をやっている、その時つくづく思ったのは、学者というのはいかなということ。学者って、自分が正しいければ良いのですね。ところが、会社の社長って、初めてわかったのですけれども、自分がどんな良いものをつくって、自分がどんなに正しいと書いていても、買って下さらないのですね。どうして買ってくれないのかなと思っていたのですが、8年間かかってやっと、相手が納得してくたら買ってくれるのだと、初めてわかりました。

そういうことで、実はその会社、全く新しい、パテントを私が取ってやった会社なんですけれども、今はその分野では全国で4番目の会社に成長してしまっていて、環境関係でございしますが、大変いい状態で仕事をさせていただいています。

そういうことをやって、初めて、人と話をしないといかなということを読んで、その経験があったのでしょうか、そのあと市長をさせていただいた時に、とにかく政治家というのは人の話を聞くことから始まるのだということ、市民自治ということ、市民の皆さんが考えたり望んでおられることを、そのまま聞いてはいけないのですね、政治というのは。お聞きした上で、まちのためにどうしたら全体でうまくそれが回っていくような形にできるのだろうかということをお考えさせていただくということをしていただいて、その時に実は今、自治基本条例と言われていますが、私の時代には「都市憲章」という言葉がございました。私は自治基本条例の元祖なんて言っているのですけれども、私の前に川崎市が、30年ぐらい前にこういうものをつくろうとして、うまくいかなかったのです。私は20年前ですが、こういうものを作りたいということで、実は案まで作ったわけですが、まだそういう時代ではなかったということで、残念ながら市長の時代にはこれができませんでした。

私は8年間市長をさせていただきましたが、その後で、市長の経験というのはすごく色々なものを学ばせていただきましたので、なんとか恩返しをしたいということもあったものですから、研究者として地方自治を豊かにして地域を元気にしていくということをしていただきたいということで、今、教授をやっています。

そういう意味では、大変、今、私は感慨無量です。これだけのたくさんのまちが自治基本条例をつくっていただく。こちらでも皆さんこうして集まって作っていきこうという気になっているわけで、本当に20年来の夢がようやくこういう形で大きな流れになってきたという思いであります。是非こちらのまちについても、できるだけ堅苦しい話とか、あまり難しい話は抜きにして、できれば楽しく作っていき。或いは、「こうしたら元気になるよね」という感じで条例が作れたらいいなと思います。

条例というと、何かすごく堅苦しいように思うのですが、実は私もたくさん条例をつくりました。でも、文章自体は難しいですが、中身は結局、そのまちの人たちが本当に元気になるには、いきいきと生きるためにはどうしたら良いかという事しか書いてないのです。

ですから、別にここは条例そのものを作る所ではありません。条例は議会で審議してい

ただいたり、専門の職員さんがおられますから、その部分はそこで作っていただいたら良いと思うのです。私たちは市民ですから、市民として「こういうものがこのまちには一番大事なものだよね」という所をみんなが納得できる形で議論して、思いを何か形にしていければと思っております。とにかく難しい話はできるだけ止めると、そういうことでいければと思っております。

とは言え、自治基本条例というのは何なんだということがどこでも言われます。結局、自治基本条例とかまちの憲法とか言っていますが、そんなことを言っても日常知らないわけです。ですから、このところは、こんなものだろうという、まずちょっとイメージだけつくっていただいて、それから皆さんで議論を始めたほうが良いのではないかと。本当は、自治基本条例というのはこういうものですよというお話を、皆さんもやっていただくと面白いのですが、まちの中を回って見るということもあるのです。

というのは、私は市長になってつくづく思ったのですが、市の職員も議員さんも、そして市民も、自分たちのまちのことを知っているつもりになっているけど、実は知らないということをつくづく思いました。要するに、自分の知っている範囲はよく知っているのです。それぞれの専門もありますし、それぞれのお仕事もあります。それから、住んでいる場所があります。

でも、まちのことを全部知っているのか、全体をわかっているのかというと、実は職員の皆さんも意外と知らないというところがあります。

私は市長になった時に、国見ということをやりました。まちの境界を全部歩いてみようということで、市の幹部職員と一緒に2日間かけてまちの境界を歩いたのです。その時に幹部職員が言ったことは、逗子はこんなまちだったとか自分でもわからなかったと。そういうことで、この自治基本条例というのは、このまちの全体のことを将来も含めてどのようにやっていったら、みんながいきいき元気になって、そしてまちも良くなっていくのだろうかということを作っていくものですので、本当は皆さんがまちのことを勉強しながら、まちのことをどうしたら自分のものにできるかということをついつも頭に置きながら進めていく必要があるのです。

そういう意味では議論をしていく、いろいろな情報を出し合ってみんなでイメージをつくっていくと同時に、本当のこのまちのリアルな姿を自分たちで勉強していくというのがすごく大事だと思いますので、その2つをうまく噛み合わせながらやっていくと、とてもよい、これは仕事とは言えませんが、いい中身の活動になるのではないかと思います。

そういうことを前提として、今日はちょっと退屈な話が多少入りますけれども、自治基本条例の基本的なところをお話しできたらなと思っております。

まず第1に、なぜ自治基本条例というのだろうかということですが、皆さん、今までまちのことをいろいろやってこられた方、あるいは関心を持ってこられた方々ですから、このように思ったことはないでしょうか。このまちはどちらの方向に向かっているのか、何

かよくわからないと。首長さんが替わるたびに変わったり、議員さんの言うことも色々な事を言われているから、確かに一つひとつは良いことかもしれない。この総合計画もすごくいいことが書いてあります。でも、このまちはどちらの方向に向かって、これから私たちの生活は、子どもたちや孫たちも含めてどういふようになっていくのだろうか。あるいは、それに自分がどういふふうに関わっていくとか、あるいは自分の役割を果たしたらいいのだろうかということがどうも見えないと。何か取っ掛かりがないという感じを持っていらっしゃるのではないかと思うのです。

僕は市長になった時に、一生懸命やりますね。でも、自分の任期は4年しかないのです。私は8年やりました。長い方は30年やります。でも、30年でこのまちの姿が全部、こういう方向に行くと確信が持てるのだろうか。それから、何かをつくる時に、これが将来のまちづくりに邪魔にならないとか、いろいろなことを考えてしまうわけです。そうすると、やはりこのまちはどういふ方向を向かって行って、私たちの子や孫たちはこういう中で生活ができて、そして、本当にみんなが豊かにつながっていけるといふ実感を持ちたいと、そういうことを思われたことはないですか。僕は本当にそう思いました。

そして、特に最近世の中がものすごくガサガサしているのです。心がガサガサしてしまって、いろいろ難しいことがあるかも知れないけど、ちょっとお互いに力を合わせて一緒にやってみようと、利害を超えて繋がったり、やってみたらすごく楽しくてよかったといふことを日常的に感じるということがすごく少なくなって、何かすべてお金や物に変えられてしまって、お金を持ったらうまくいくかと思ったら、今度はドーンと百年に一度の不況だとかいって、国も世界も、そして地域もその影響を受けて、みんなが不安になってしまうと。何か不安ですよ。これでいいのだろうかと思ってしまうわけです。

私は、市長をしてつくづく思ったのですが、世界はいろいろ動きます。国もいろいろ動いていきます。でも、私たちの生活の基盤、私たちが生きている場所といふのは、やっぱりここなのです。まちなのです。このまちに生きている。ここに生きているのです。だとしたら、ここで私たちがいろいろな難しいことがあってもみんな支え合って、苦しいけども一緒に出来るという思いを持てたら、どんな苦しいことでも殆どのは耐えていけると私は思います。

私は、地方自治をやっていますが、世界のいろいろな国、もう35カ国も見てきました。そこで一番感じたことは、貧しいことが不幸なことではないということです。人々がバラバラになって憎み合ったり、あるいは自分だけよくなりたいと思って社会の中でお互いに争ったり、そういう社会が一番不幸な社会だといふことを本当に実感しました。どんなに豊かに見えてもだめなのです。やっぱり心がつながってなければ、その社会はうまくいかないのです。強くなりません。子どもたちも元気になっていかないのです。

そういうことで、なんとかそれを、国や世界の影響を受けるけれども、しかし、自分たちがそういうものに対して免疫があって、心でつながって、そして心でつながることがまちをつくっていくことにうまくつながっていくような、そういうまちづくりができないか

なとすごく思っていたわけです。

そのためには、その時々町長さんや議員さんが言っていることでうまくいくのだろうか。あるいは10年単位の総合計画でうまくいくのだろうかと思ってしまうわけです。

総合計画を見ると、どこでも同じだと思います。やはり日本の状況はどういうふうになっているか。少子化であるとか国際化であるとか、いろいろなことがあります。それは確かにそうなのです。だから、私たちはこういうふうにしなればいけないと書いてありますが、それと同時に、ここにも書いてありますように、心でつながっていないと私たちはいけないし、そして、みんなで協力し合っていかなければできないのだというところがあるのではないですか。みんなでつながっていなければいけないというところが、実はこのまちの一番大事なところで、なんとかそこをうまく皆さんが「そうなんだよね」と納得できる形、あるいはそれをいつもある灯台みたいにして、その灯台に向かって行けば必ずここに辿り着けるというようなものがあれば、すごく安心してみんなが繋がりが易くなるなと思うわけです。

国の憲法というのは、やはり私はそういうものだと思うのです。もし、国に憲法がなかったらどうでしょうか。いつも法律は変わりますよね。消費税の税率も変わるし、派遣社員の法律ができて、いざという時にすぐにクビを切られるような状態ができて、もし法律が変わったら、その度にコロコロ変わっていくわけです。本当に国づくりと力んでも、私たち日本という国はこれでいいのだろうかということをみんなが、いつもここに行けばちゃんと自分たちが何をしているか、もう1回見直せるところがないと困るのではないかと思います。

だから、国会での議論を聞いていると、憲法でこうなっているのに、なんでこんな法律をつくるのかとか、そういう議論もありますね。ですから、そういう意味では、何か自分達がいつも、ここへ行けば自分たちはこれが見える、ここへ行けばこれをこのように判断すればよいのだという、そういうものを持っている必要があると思うのです。

確かに今は国の憲法も見直しの議論があります。確かに50年も60年も経って同じものでよいとは、なかなか言えません。だから、憲法見直しの議論が出てきているのは、私は当然だと思います。変えるかどうかは別です。でも、そういうことがあってもいい。それはなぜみんなが関心を持ちみんなが議論するかというと、やはり灯台みたいな、自分たちの本当に寄るべき最後のところがあるか、ないかということが大事だからです。

まちを見た時にどうでしょうか。まちにそういうものがあつたのだろうかということなのです。実はなかったのです。なかったのには理由があるのです。なぜなかったのか。これは、2つ大きな理由があります。

1つは、日本は明治維新の時からですけれども、ヨーロッパに比べてすごく遅れていた状態がありました。もし、そのままにしていくと外国から侵略されて植民地にされてしまうような状況もあつたわけです。それを、江戸時代を終わらせて開国して、ヨーロッパと同じように強くて元気な国にしなれば日本は植民地にされてしまうという、そういう中

で日本は明治維新によって若い人たちが国づくりを始めて、そして日本という国をつくってきたわけです。

その時に、ヨーロッパと同じようにできなかったわけです。ヨーロッパはずっと先を行っているわけですから、だから、実は江戸時代の天皇制はすごく弱かったというのはご存知でしょう。それをヨーロッパの王政みたいな強い天皇制にして、天皇のもとに国をつくっていくと。天皇というシンボルがあって、その下に国があって、国で全てを、人やモノや金や情報を東京というまちに集めて、それで国全体を早く良い状態にしていくと。先進国に負けないようにしていくと。だから、鹿鳴館とかいって、形だけだけれども、とにかくまずヨーロッパと同じようにしながら工業をつくり、商業をつくりということをやってきたわけです。

そういう時に、ものすごいスピードでやらないといけないわけです。日本はものすごいスピードでやったわけです。それをバラバラな形でできるか。藩がバラバラになっていて藩閥政治をやっていたらできなかったわけです。だから、明治維新をやって中央集権の国をつくって、それで強力なリーダーシップでやってきたわけです。

その結果として、日本は外国からの侵略を受けなくて、独立を保って、一応ヨーロッパと肩を並べるくらいになった。ただし、ここで非常に無理をしすぎて、戦争まで起こすような、外国を植民地にするようなことまでやって無理をしたわけでありましてけれども、しかし、その中で国が中心になってみんなを引っ張り上げると。非常に有効であったわけです。

戦後、私は昭和19年生まれでかすかに覚えていますけれども、すごく貧しかったです。私のうちは農家でしたから、お乞食さんが来ました。僕もちっちゃかったのですが、おにぎりなんか握って、差し上げたことを覚えています。本当に貧しい人というのは、たぶん今の北朝鮮よりもっと貧しかったのではないのでしょうか。そういうところで、みんなが食べていくためにはどうするかという時に、やはり国が中心になって工業をおこし、農業を元気にしていって、やってきたわけです。

ですから、日本の場合はまず国があって、国に従って下さいと。国に従っていけば悪いようにはしませんということです。比較的悪いようにならないで成功してきたわけです。だから、国に頼っていけばいい、あるいは国の言うことを聞いて、できるだけ国と同じ協力をしてやっていけばいいのだと。あまりあれこれ言わないで、とにかく豊かになって元気になって、そして国が大きくなっていくことが大事だということで済んできたわけです。

だから、私たち地方自治体、地域がわざわざ自分たちの先のことまで心配して、あるいは自分たちのことを心配して、自分たちなりのものをつくらなくても、国がちゃんと補助金をくれて、いろいろな制度をつくって、介護保険なんかもそうですよね。とにかくやってくれたらいいのだという風潮が非常に高かったのです。だから、1つは、自治体(地域)は、自分たちの50年先、100年先、あるいは子どもや孫たちのことを考えて、私たちが協力し合って、私たちの力でこの地域を何とかしていかなければいけないという思いがあっ

ても、実はそれがなかなかうまく機能しない。これを中央集権というわけでありませぬけれども、そういう世の中だったわけです。

ですから、これはこれで、私が市長だったのはもう20数年前です。その時にこういう自治基本条例、町の憲法をつくるというのは、「いや、国に従って、国からお金をもらってちゃんとやっていけば何とかなる」という時代でありましたから、なかなか理解されなかったというのは、今から思い出してみると、「そうだったんだな」と思いますね。これが1つ目です。

2つ目は、しかし、それはもう、うまく回っていないのです。皆さんもお感じになっていると思いますね。バブルがはじけて以来、日本の経済はずっと停滞です。もうあんなに成長することはないですね。むしろ中国がガンガン成長しているわけです。そうすると、日本の経済は、少子化であったり高齢社会になったり、いろいろなことで、日本の経済自体は、もう一定の豊かさしか保てないということになるわけです。そうすると、国が企業からたくさん税金をもらって、その税金をばらまいて、そして地域を元気にさせると。あるいは国に従っていれば何とかなるよとやってきたことができなくなってきています。

それでどうなったか。1つは規制緩和です。もう政府があまりやらなくても皆さん、要するに企業にやってもらいましょうと。企業が大きくなって本当に力を持ってきたのだから、企業がやってもらいましょうということ、例えば郵政民営化も含めてあらゆることが、政府が手を放して民活ということとやっていくと。これでまた経済がすごく不安定になった。結果的には不安定になってしまったわけですけども、でも、それでニートの問題が起きたり、派遣社員の問題も起きてきた。いい面もありますけれども、非常に問題も起きてきた。これが一方です。

もう1つは、国が地方の面倒を見るのをもうやめようということです。地方分権なんて格好いいことを言っていますけれども、実は、もう国は地方のことを面倒見ないと、自分でやっていきなさいと、こういうことなんですよ。だから、今、実際に国から来るお金はガンガン減っています。将来もこれは減るはずですよ。今は一時的に景気対策とか、この間の参議院選挙に負けて今度選挙があるので、ちょっと増やすようなことを言っていますけれども、そんなことは続くわけありません。必ずこれからも減っていきます。

それと、今まで地方は、私たちの地域は、何とか国からお金を引っ張り出したら何とかやっていける。あるいは国が最後まで面倒見てくれると思っていたのですけれども、そうはいかなくなってしまったわけです。端的に言って、国は潰れるなら潰れなさいと言うわけです。財政健全化法とか言って、あるラインを越えたら、もう自分たちでは自由にできないようにしますよと。借金も自分たちでできないし、自分たちの計画もできない。だから、自分たちでお金を絞って、サービスを絞って、サービスをそこそこにして、なんとか財政を立て直しなさいと。お金を出すとは言っていないのですよ。自分たちでそういうことをやりなさいという形になっているわけです。

もうそういう時代ですから、私たちはやはり国からのお金、国が面倒見てくれるという

ことをあてにしてやっていくことはできない。だとしたら、私たち自身の力で、全部ではありませんよ、全部はできるわけありませんね。でも、私たちの力でできるだけのことをやっていって、その中で足りないものを国から一定助けてもらおうと、こういう形にしかないですね。だとしたら、自分たちがまちづくりをやる。自分たちがなんとか処理していく。自分たちで元気になっていく。そういうことをやらないといけないと思います。

そのあと、これはすごい大変なんですよ。これを今までどおり町長さんや議員さんに任せておいていいか。あり得ませんよね。だって、町長さんだって、議員さんだって、職員さんだって、財政（お金）があるからいろいろなことができたわけですよ。お金がない、どうしたいのかということですね。

その時に一番大事なことが、お金がないからこのサービスはやめよう、あるいは今までやってきたことを止めて、なんとかお金のつじつまを合わせようということでもいいのかということです。全国の自治体や地域が今ものすごく悩んでいるわけです。だから、ある場合には当面の10年間の政府の援助をあてにして合併して、10年間だけ少し楽にしようとしていますし、いろいろな問題が起きているわけです。でも、それは一時しのぎにすぎないわけです。ピンチはチャンスだと言いますね。今まで安易に国に頼ってきた、今まで安易に行政のサービスがあれば何とかやっていけると思ってきた。その代わりに、私たちは地域でみんなで団結して、みんなで力を合わせて、自分たちの地域の問題は自分たちで解決しようという力をどんどん落としていってしまったわけです。そういう意味では、ご近所の力がなくなっていって、行政の力で生活が支えられる。行政がなければ何もできないという話になってきてしまったわけですね。これでは、やはり自分たちが自分たちのまちをつくってきたという実感が持てないはずですよ。当然ですよ。行政がまちをつくってきたという話になってしまうわけです。

でも、私たちのまちは昔から、本当は自分たちでつくってきたわけです。江戸時代はそうだったわけです。それが明治以後ああいう形になって、政府がいろいろなことをサービスする。その代わりに、田畑を耕してみんなで協力していたのを、政府がサービスをしてやりますから、水を汲んだり草を刈ったり道路をつくったりということは、皆さんはもうやらなくてもいいですよ。皆さんはどんどん働きに出て、工業を盛んにしてくださいと。その代わりに税金を納めてくださいと。税金で政府がやりますから、皆さんはもう農作業をみんなで協力してやらなくてもいいし、村の仕事も一定程度やらなくてもいいのだし、子どもたちの世話も学校（政府）がやるからと、こういう形でどんどんお役所の仕事が増えていって、そして皆さんはいろいろなところで自由にいろいろな仕事をしながら稼ぐと。こういう形になっていったわけです。

でも、これは税金があつての話です。もはや税金はそんなに上がりません。そして、先ほど言ったように国からのお金も来ません。だとしたら、どんどん行政に任せていったことをもう1回私たちが、どうしたら、行政はもうお金がないのだから、これは別にこのまちだけではありません。全国各地、もっともっとひどいまちがたくさんあります。滋賀県

は比較的まだいいのです。全国的に見ると滋賀県はまだ温かいほうです。青森県とか秋田県とか、私も知っていますけれども、高知県とか、もう冷え切っています。どんどん人がいなくなって行って、もう集落がなくなってしまうところが、この近辺でも、たぶん滋賀県の一部の山間部、京都の北部、もう限界集落と言って、村そのものがなくなってしまうという状態です。そこまで行ってしまったら、もうどうしようもないですね。今こういうところで、厳しいけれども、みんなでやっていけば何とかなのではないかということが、持ちこたえられるかどうかということが、日本が本当に足腰をちゃんともう1回つくり直して元気になれるかという、一番大事な瀬戸際になっているわけでありませう

そういうことで、一番大事なことは、もはや行政に頼って、行政任せていろいろなこと
が、みんなのための仕事が済むのではなくて、老若男女、行政と地域、行政と企業、あらゆる力を持っているところがみんなで力を寄せ集めて、その力を組み合わせると非常にいろいろな力が生み出される。そしてみんなが元気になってくる。今まで会社勤めばかりしていたから、周りの企業の人のことがわからなかったけれども、地域の方といろいろなことやって、お互いに知り合いになってくるわけです。知り合いになってくると、あの人はこんなことができるのだと。じゃあ私もあの人と一緒にこれをやってみようかという形で、
いろいろな地域の仕事が、あるいは地域の協力関係が生まれてきて、結構いい汗をかいて、結構いいお酒が飲めるとか、そういうことからまちが元気になっていくということはある
わけです。そういうものを「協働」と言いますね。この総合計画にも書いてありますけれども、たぶん自治基本条例をつくる一番大事なところは、1つはこの「協働」です。つまり、50年経とうが100年経とうが、お役所任せ、人任せでまちがよくなるはずはないよねと。私たちは本当に、市民・町民の力、行政の力、企業の力、こういうものを合わせてみんなで汗をかくと。こういうまちの姿というのが本当にこのまちを、みんなを元気にしていく、助け合いができて、そしてみんなが気持ちよく生活できる。子どもたちもその中で元気に育っていくと。こういうことがこのまちの方向性として、どんなことも行政だけに任せない、企業だけで済ますということはない、町民だけでやるのではない。みんなで力を合わせて、自分たちができることは何なんだろうかということをもみんながそれぞれ考えたり、それぞれの商店であろうが学校であろうが、それぞれのところで考えて、自分たちができることを出し合って大きなものをつくっていく。こういうことがこのまちの、今の町長さんも任期があります。あるいは年齢もあります。だから、100年も生きるわけではないですよ。だから、どんなに町長さんが替わっても、あるいは議員さんが替わっても、これは絶対このまちの一番大事なものとしてみんなでやっっていこうという、たとえばそういうことなのです。そういうことを、みんなの50年・100年の灯台みたいな、そういうものを作っていき。面倒くさいことが起きても、あそこに戻ってみれば、みんなで協力するというのが一番大事だったのだよねと、もう1回みんなで考え直して、そこから出発できる、そういうものをつくっていくことが実は自治基本条例というものなのです。

だから、自治基本条例でやるのは、個々の問題、たとえば子どもたちの学校の帰り道が

危ないからどうしようとか、これは自治基本条例そのものにはなりませんね。でも、子どもたちの通学路が危ないとしたら、みんなが知恵や力を出し合ってどういうふうに協力し合えたらできるのだろうか。その仕掛けを考える時にこれをやったらいいのではないかというのが、実は自治基本条例なのです。

そういうふうに考えていくと、自治基本条例というのは毎日の生活の皆さんのいろいろな課題と離れたものではないのです。みんなで協力してやりやすいような形にもっていくための仕掛けや仕組みをみんなが理解するためのものなのです。ですから、そういう意味では、普段の生活と飛び離れて難しい議論をするということはありません。普段の生活から、普段の皆さんが持っているまちのイメージから、そして子どもたちにこういうまちを残したい、こういうまちをつくりたいということをきちんと全体としてみんなが理解できるような形で、そして50年100年先もそれがみんなで、ここから出発すればいいのだねということ、そういう気持ちになれるようなものをつくっていくというのが自治基本条例というものであります。

そういう意味で、今、皆さんがこれからおやりになる作業というのは、一人ひとりの思いがまず大事だと思います。一人ひとりの生活があって、このまちは成り立つわけですから、一人ひとりの生活や商業・工業の活動、あるいは地域の活動、そういうものの今どういう問題があって、どういうことで悩んでいて、どういうことですかとよくいいと思っているかとか、そういうことをまず、みんなで出し合ってみる。その中から、こういうことだったらこれは本当に灯台の光として使えるものだよということを選びだして行って、それをまとめていくというのが基本的な作業になるかと思えます。

たぶん、滋賀県もこれから高齢社会になります。やはり高齢社会は、そのまま置いておくと元気がなくなってきたりします。その時に、元気になっていくために何が必要なのだろうかということです。それをみんなで議論して、じゃあ、みんなで働いていく、高齢者もこの力のひとつになれるのではないかということです。ほかの力を合わせて、企業と高齢者の力を合わせると、あるいは農業と合わせたらどうなのだろうかとか、そういうこともあるわけですし、そういう本当に生活の中で皆さんが実感していることをまとめていくという作業の中で、これから議会や行政の方でつくっていただく条例の一番基本になるところがあるだろうということです。

ですから、今、自治基本条例をつくらないといけないというのは、全国でどんどん進んでいます。なぜ進むかということは、まさにそういう意味で、もはや政府の力、あるいはお役所の力だけでは、私たちの生活がもうもたないだけではなくて、まち自体がどんどん心がすさんでいって、本当に安心してみんなが元気になっていくような地域がなくなってきたりします。だから、自分たちでもう1回作り直して、自分たちの力でまちを元気にしていくような仕掛けをつくりたいという思いが今、全国に充満しているわけです。だからこそ、なんとかこの仕掛けとしてこれをつくっていきたいということをやっていくということをご理解いただきたいと思えます。

そういう点からすると、4ページに書いたのですけれども、愛荘町で私たちが条例をつくると。どういうふうにつくったらいいのかなということがあるわけです。もう今まで申し上げたことでよくわかると思いますけれども、1つは、50年・100年使えるような道具あるいは考え方、このまちの姿ということです。だとしたら、たぶんここにお集まりの人だけでそんなことができるなんてあり得ませんね。できるだけたくさんの町民の方々、できるだけいろいろな分野の方々、そういう人たちの意見や考え方がこういう場でできるだけ反映するような形にしなければいけません。それにはどうしたらいいか。皆さんがただここで議論するだけではなくて、ここで起きていることとかここで話したことを、皆さんで地域や関係者にどんどん話していただいて、ひとりの意見だけではなくて、それがどんどん広がった意見としてこのまちの中で情報が流れていって、情報が集められると。そういうこともすごく必要だと思います。

もう1つは、傍聴です。あとで傍聴のことを議論していただくと思いますけれども、この場をできるだけたくさんの人に聞いていただきたい。あるいは一緒に考えていただきたいということです。だから、こういう場をできるだけオープンにして、皆さんもお知り合いの方々にどんどん来ていただくようにして、そして、できたら傍聴の方にも機会があれば自分の意見も言っていただくような、そういう開かれた、みんなの意見・知恵が集約できるような形をぜひとっていききたいなと思うわけであります。

これは、すごく大事なことです。全部の人の意見を聞くなんてことはできないと思います。でも、関心があったり、心配をしていたり、あるいは不満を持っていたり、そういういろいろな人たちがいるわけですから、そういう人たちが思っていることをどんどん吸収して、この委員会を大きく育てていくということがぜひできたらなと思うわけです。

2つ目は、まちを知るということを先ほど申しました。そういうことをやっていく時に、自分の問題を解決するだけだったら自分の話をすればいいと思います。でも、50年・100年先まで使えるようなこのまちの灯台をつくっていくのだとしたら、私たちはまちのことを学ばなければいけない。まちのことをできるだけ自分で知っていかなければいけないということがあると思うのです。ですから、これは皆さんにお願いしたいのですけれども、皆さんが改めて自分の住んでいる場所、自分のお仕事だけではなくて、ちょっと違った視点からもう一度まちを見直してみる。そういうこともやっていただくと、大変新しい考え方、あるいは伝統的な中に素晴らしいものを発見するとか、そういうこともあると思います。

実際に私は米原市の自治基本条例をお手伝いした時に、非常にびっくりしたことがあります。それは、米原市の自治基本条例は前文で「信仰心」という言葉を書いているのです。全国の条例ではただ1つです。今まで条例などの中に「信仰心」と入ったことは、たぶんものすごく稀有なことなのです。だって、政治と宗教はわけないといけないということですから、条例の中に「信仰心」なんて入れたらどうなのかなということでした。

でも、なぜ入ってきたのか。これは、米原は昔から地域の中でみんなが協力し合って、非常に地域に強い絆があるのだと。その絆はそもそも何か起きたのだろうかということに

なって、一向一揆とか、ああいう時代の宗教的な集落のまとまり、これがすべてのベースになっているいろいろなことが動いてきたと。今その伝統が脈々とあって、今の米原の地域活動の中で重要になっている。だから、私たちはただモノとして、お金とて、動きとしてまとまりがあるということではなくて、心のまとまりがあるのだと。それは宗教心だということが出ていたのですけれども、「宗教心」をいきなり入れるのはちょっとなあという話になって、じゃあ自分たちの存在を超えるようなもっと大きなものに対して、それを尊重していくということができるといえるのですよという意味で、あえて「信仰心」ということを前文に入れようという議論になったのです。

私は大変感銘しました。やはり皆さんが日常の中で自分たちがなぜこんなことができるのだろうか、自分たちのまちの伝統はどうだったろうかということを自分たちで活かすとしたらどういう形になるのだろうかということを真剣に議論されたのです。だから、唯一、日本の自治基本条例の中で米原市は「信仰心」という言葉が入っているわけです。こういうことはすごく大事です。やはり自分たちのまちそのものとしてこれが大事だと。これでいければ何とかみんなでもとまっていけるということがもし出てきたら、それは素晴らしいことですね。それはやはり自分たちのまちを知る、自分たちの歴史を知る、自分たちの心の中にある一番大事なものを探していくということがあるのだと思います。そういうことで、やはりまちをよく知ること。私たちのまちの生活そのものをもう1回見直してみるということがすごく大事だと思います。

そういう意味で、今、皆さんが持っていらっしゃる課題、今持っている問題意識、あるいは今持っている意見、そういうものをもう少しこういう中で膨らませていく、豊かにしていく、深めていくと。そういうことも含めてこの委員会が進められたら、本当に意味のある条例づくりになっていくと思います。

はっきり言って、全国でこれだけつくっています。私の知る限り、本当にそういうことをやってみなで議論して、「疲れたけど、いい仕事したよね」と、そういう過程を経てつくった条例はそんなに多くないのです。ですから、すごくそれは大変だから楽しい、体験だけでもやりがいのある作業だと思います。そういう作業ができますように、私がつくるものではありません。皆さんがつくっていくものです。ですから、皆さんがそういうことができるように、私も多少助言はさせていただいたり、お手伝いはさせていただいたりしますけれども、あくまでも皆さんが主役だと、皆さん自身が大きく、「ここまで行ったよね」というところを獲得していただくことができれば、私はここにお邪魔してお手伝いさせていただいた意味があるかなと思っているわけです。

あまり長くお話ししても何ですし、1つひとつ全部詳しくお話ししても、今ここでお話しするより議論の中で、その時々でいろいろなお話をした方がよろしいかと思いますので、今日はこの程度にさせていただいて、よろしくお話ししたいと思います。どうもありがとうございました。

総務主監 どうもありがとうございました。また、いろいろなお話を聞かせていただく中で、質問等もあろうかと思えます。また次回以降、折々また聞かせていただきながら、今後ともよろしく願いいたします。

それでは、お配りさせていただいております次第に基づきまして、今回は初回でありますので、こちらの方で進めさせていただきたいと思えます。

4．愛荘町（仮称）自治基本条例策定検討委員会設置要綱について

総務主監 4番目の愛荘町（仮称）自治基本条例策定検討委員会設置要綱につきまして、説明させていただきたいと思えます。

資料は次第の5ページをめくっていただきますと、自治基本条例策定検討委員会設置要綱を書かせていただいております。

第1条には設置、第2条には所掌事項で、本町における住民自治のあり方を議論し、自治の基本理念や住民参画・協働によるまちづくりのしくみ等のあり方について検討するとともに、条例制定の道筋をつくることを目的とし、その結果を町長に報告していただくというものでございます。

それから、第3条につきましては組織、第4条については、皆さん方の任期でございます。これにつきましては、町長に報告をしていただくまでの期間ということと考えております。事務局といたしましては、年内中ぐらいを目標にしておりますけれども、多少は変更するかもわかりません。これらスケジュール等につきましては、次回の検討委員会で協議をさせていただこうかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

第5条につきましては委員長および副委員長を設置させていただくというものでございます。第6条につきましては、運営ということでございます。過半数の出席がなければ開くことができない。会議の議長につきましては委員長さんをお願いするというものでございます。

第7条につきましては、委員以外の委員会への出席を求めることができるというものでございます。第8条につきましては、事務局は総務課に置かせていただきます。第9条に関しては、委任に関するものでございます。

5．委員長、副委員長の選出

総務主監 それでは、次に入らせていただきますけれども、今、検討委員会の設置要綱を説明させていただきました、第5条に委員長および副委員長を置くということになってございます。この場で皆さん方の中から委員長および副委員長さんをお決めいただき、今後はその委員長さんの議長のもと、会議を進めていただきたいと思いますと考えております。皆さん方から、選出方法につきましてご意見ありませんでしょうか。

藤田委員 選出については事務局に一任してはどうか。

総務主監 今ほど藤田委員さんから、この選出につきましては事務局に一任というようなお言葉がございましたけれども、その他にご意見はございますか。

山本委員 委員長の選出についてですが、初めて顔を合わせた第1回で決めるよりも、今後何度か会議をしていく中で考えていったほうが良いのではないかと思います。

今の段階では、暫定的な委員長と副委員長としておいたらどうかと思いますがどうでしょうか。

あと、愛荘町（仮称）自治基本条例策定検討委員会設置要綱の2条で「報告する」となっていますが、この委員会の意見をまとめたものを「報告」としてしまうと少し弱いように思います。総合計画のように答申としたほうが、条例へしっかりと反映されるように思います。報告と答申の違いについては不明ですが、できるかぎりこの委員会の意見は反映させていただきたい。

総務主監 ありがとうございます。総合計画のところで、諮問・答申というところで先ほど説明させていただきました118ページのところを見ていただきますと、町長の方から審議会に諮問をさせていただいて、それから審議会の方から答申をいただいているという形になっております。

その右側のページを見ていただきますと、総合計画審議会条例というのがございます。これは、総合計画をつくる場合に審議会を立ち上げる。その立ち上げることに付いて条例を設置しております。その条例を設置して、審議会を立ち上げ、総合計画の原案づくりをしていただくということになっております。

そういうことで、総合計画をつくる場合ですと、審議会条例をつくりました。その条例をつくって、審議会という位置づけにしておりますのが、だいたい諮問・答申という形で位置づけております。今お話がありましたように、いろいろな検討委員会・懇話会等も、今、計画づくりをいろいろしておりますので、今、要綱を説明させていただきましたように、条例ではございません。この検討委員会は要綱設置でありますので、報告という形にしておりますけれども、あくまでも議会で説明させていただいているのは、諮問・答申という形で説明をいたしております。

後ほどまた組織体制を説明させていただきますけれども、そこで出させていただくのは、条例設置しているのと変わらない諮問・答申という形で今回の場合は位置づけておりますので、議会の方にも、答申をいただいて議会へ報告させていただくというような説明をしておりますので、その辺ははっきりはしていないような形ですけれども、条例設置と同じような形というような、事務局としては位置づけておりますので、単なる提言という形では思っておりませんので、その点ご理解をいただきたいと思います。

それと、今、山本委員さんから、委員長さんと副委員長さんのご意見がございました。この設置要綱を説明させていただきましたように、次回からはこの会議の招集、会議の進行等につきましては、委員長さんが議長さんになっていただいで進めていただくという形

になってございます。そういうことでありますので、選出をさせていただいて、進む段階においてまた協議をしていただきたいというようなご意見だったかなと思いますけれども、それにつきまして皆さん方から何かご意見がございましたら、ご発言いただきたいと思います。

それでは、ご意見もないようですので、暫定という用語があるかもわかりませんが、今後進めていく上に舵取りをしていただく委員長さんと副委員長さんを選出させていただいて、また追々進んでいく中でご意見をいただきたいということで進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

総務主監 それでは、事務局からご指名させていただきたいと思いますので、前の方に椅子を2つ用意しております、そちらの方へお座りいただきたいと思います。

委員長さんにつきましては、富野先生にお願いいたしたいと思います。また、副委員長さんにつきましては、廣田義治さんにお願いいたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

申し訳ございませんが、前の椅子にお座りいただきたいと思います。

6. 町長より諮問

総務主監 それでは、次に移らせていただきます。山本委員からも意見がございましたように、条例設置ではないわけですが、諮問・答申という形でこちらも考えておりますので、ここで、この委員会の方に、委員長さん宛てに町長から諮問という形で、諮問の文章を朗読していただいて、お渡ししていただきたいと思いますので、申し訳ございませんけれども、委員長さん・副委員長さん、立っていただいて、町長から朗読のうえ、お渡ししていただきたいと思いますので、よろしく願いします。

(町長、朗読・諮問)

総務主監 ありがとうございます。

言い忘れましたが、今日の次第の6ページに諮問の写しをつけさせていただいております。ご覧いただきたいと思います。

それからもう1つ、先ほど設置要綱のところで言い忘れたのですが、ご承知のように(仮称)というのが入ってございます。これは、なぜ入れたかということですが、自治基本条例は各市町村で制定されているのですが、いろいろな形がございまして、自治基本条例あるいは市まちづくり基本条例、みんなで作るまちの基本条例、まちづくり町民参加条例、協働のまちづくり条例と、いろいろな形があるわけで、名称についてはこの委員会の中でまた議論をしていただきたいという形で、頭に(仮称)をつけさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

7. 協議事項

委員会会議の公開および傍聴について

愛荘町付属機関等の会議の公開に関する要綱

愛荘町（仮称）自治基本条例策定検討委員会傍聴要綱（案）について

総務主監 それでは、今回は初回でありますので、協議事項につきましても、こちらの方で進めさせていただきますので、よろしくをお願いします。

協議事項といたしましては、7ページにあげさせていただいております。7ページには、合併いたしました時に、愛荘町付属機関等の会議の公開等に関する要綱というのが設けられております。これにつきましては、公開に関する事柄をここにあげており、この中で第2条の(2)のところでございます。協議会等というところで、この委員会につきましてはこの「協議会等」の中に含まれるものでございます。

それから、次の第3条につきましては、原則公開とすることが謳われております。

それから、8ページへ行きますと、ここでは第6条のところでございます。会議の傍聴等ということで6条にうたっております。この6条の第4項、付属機関等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴にかかる手続および遵守事項等を記載した傍聴要領を定め、会場の秩序の維持に努めなければならないということで、基本的にはそういう要項ができていますけれども、それぞれの会議において傍聴要項を定めなさいということがここにうたわれております。

次の11ページに愛荘町（仮称）自治基本条例策定検討委員会傍聴要綱（案）をつくらせていただいております。この中身につきまして協議をいただきたいと思っております。

趣旨につきましては、ご覧のようなことでございます。

傍聴人の定員につきましては、第2条、定員は、会場規模に応じて調整するということが掲げております。全般的にはこの場所で会議をいたしたいと思っておりますけれども、時として場所が動いたり、そういうことがありますし、違う会議室になる場合もございます。そういうことがありまして、定員何人ということを決めずに、その会場の規模に合わせて、できるだけ多く入っていただくということで調整をさせていただこうと思っております。

あと、3条には傍聴の手続きでありますし、4条につきましては傍聴ができない者ということで、8号まであげさせていただいております。

それから、第5条につきましては傍聴人の守るべき事項というようなことで、これも8号まであげております。第6条については、写真、映画等の撮影、録音しようとするときは、議長の許可を得なければならない。あと、傍聴人に対する指示、違反に対する措置というものをあげてございます。

13ページにつきましては、受付のところに置かせていただいて、傍聴された方の住所・氏名を書いていただくということで、つけさせていただいております。

この要綱につきまして、ご意見等がございましたら、発言をいただきたいと思っております。

富野先生 第5条なんですけれども、「会議における言論に対して、公然と可否を表明しないこと」とありますけれども、この委員会は傍聴人の意見を聞いたりするようなことがあると思うのですが、その場合この(1)に当たらないということが言えるのですか。意見を表明するという事になると、この(1)に当たるかどうかということになりますね。委員長とか委員会から「発言してください」と言った場合は、これに当たらないということを入れていいですね。

ほかにご意見はございませんか。

(なしの声あり)

総務主監 それでは、ないようでございますので、12ページの下のところにありますけれども、21年2月6日ということで施行させていただきます。

愛荘町(仮称)自治基本条例策体制について

総務主監 それからもう1つは、この資料の一番後ろに書かせておりますが、この基本条例の策定に向けての全体の組織体制図を書かせていただいております。一番右の方に「町民」と書いてございます。この中に住民参画をいただいたということで、自治基本条例策定検討委員会ということを書かせていただいております。今後、パブリックコメント、まちづくりフォーラム等を開催していこうと考えております。

まず、まちづくりフォーラムですけれども、明後日8日の日曜日9時半から11時まで、愛荘町誕生3周年記念フォーラムで、「住民が主体のまちづくりに向けて」ということでフォーラムを開催させていただきたいと考えております。

皆さん方には通知文書中にこのチラシを入れておりますので、できるだけご参加をいただきたいと思っております。

9時半から開会させていただいて、9時50分から「地域からの発信」ということで、それぞれ活動なされている3団体から発表をいただこうと思っております。東円堂の環境美化部、軽野湧水湿原景観保全会、あいかわ会から発表報告をいただく予定をしております。そのあと記念講演で1時間弱、富野先生から「住民が主体のまちづくりに向け、みんなでつくろうまちのルール」ということで、自治基本条例の講演をいただく予定になってございますので、大変忙しいところではありますが、皆さん方のご出席をいただきたいと思っております。ハーティーセンター秦荘の大ホールで開催をさせていただきます。

また、この委員会の進み具合を見まして、まちづくりフォーラムも実施していきたいと考えております。

それから、真ん中に行政の関係をあげさせていただいております。自治基本条例の策定幹事会を設置いたしました。それから、課長級以上については策定委員会、若手職員によりプロジェクトチームを設置させていただきました。そういうことでプロジェクトチームにつきましてもこの策定委員会に参画させていただきたいと思っております。

それから、職員につきましては昨年からの自治基本条例の研修を先生等をお願いいた

しまして、全員研修会、それから職員が班別に分かれまして研修を既に実施をいたしております。

町の方から諮問をさせていただいて、皆さん方から答申をいただくと。その答申をいただいて、町で案をつくりまして、その条例案を議会に上程させていただいて、初めにありましたように、22年3月以降というようなことで議会へ上程したいと思っているところでございます。

こういう組織体制で進めていこうと考えております。これにつきまして何かご意見がございましたらご発言ください。

外川委員 次回からは事前に資料を送付していただきたい。

総務主監 通知文書を送らせていただく時に、次回の資料と議事録(案)を送らせていただくような形で考えさせていただきます。

富野先生 庁内ではこういう体制でというお話があったのですが、我々の委員会と庁内をどうやってつなげていくかということですね。このあたりについてもう少し詳しく教えていただきたい。つなぎ方をどういうふうにするのか。両方の作業が独立して行ってしまうと、ちょっと問題が起きると思います。

総務主監 先ほども言いましたように、この委員会の中に職員が入らせていただきたいと思っておりますので、あと、行政の一番上に書いています幹事会でありますけれども、幹事会の組織は、町長・副町長・教育長、主監が7名、総務課長の11名です。その全員とはなかなか難しいわけですが、主監クラスを何人か入っていただくということを考えております。

富野先生 その意味は、委員の20名の中にプロジェクトチームとかは入っているのですか。

総務主監 もともこの設置の要綱は、20名以内となっております。今回皆さんにお願いしましたのは12名です。それが18名とかなった場合には、職員が委員にはならないわけですが、その時からも委員会には職員も入ろうという思いでありました。ただ、委員と、それなら職員は何なんだという意見になるわけですが、委員と同じような形で中に入れていただく。ただ、20名という人数の加減で、その20名の中に入れようという形ではなかったのです。

富野先生 今のは少しわかりにくいのですが、委員であればお互いに、たとえばいろいろな情報を出し合って、町の職員の方ですが、でも委員ですから、市民としていろいろな発言をしていく。自分の役職や所管と離れて、このまちのことを考えていろいろなことを一生懸命一緒にやってみようという形で、宿題にしてもやっていただくということになりますよね。

けれども、委員でなければ、一緒に聞いていただくと。発言もこちらが許可した時だけお願いするということになりますよね。だから、そのところをどちらかはっきりしていただかないと、運営が難しいと思います。あとで整理していただいてもいいですよ。

総務主監 職員が入らせていただいて、職員も皆さんと同じように意見を出し合うというようなことですけど。

富野先生 要綱で運営するわけですから、そうはいかないと思いますよ。だから、入れるのだったら入れると言っていて、そうでなければそうではないという扱いにしないと、お互いに難しいのではないですか。今すぐ結論を出していただかなくても、次回までに。

富野先生 少しずれているかなと思うのは、委員というのは毎回出ていただくわけですが、必ず。そこでお互いに議論していく。これに規定している「意見を述べる」というのは、こういう課題があるので担当の方を呼んでいただきたいとか、あるいは幹部職員の方で出ていらっしゃるの、せっかくだから意見はありますかとか、これについて説明していただきたいとか、そういうことだと思うのです。本来の趣旨は、拡大運営をするのであれば、そういうことで行っていただいてもよろしいのですけれども、ただ、どうせ出ていただくのだったら、若手の方、そういう一部の方については毎回出ていただきたいですね。なぜかと言うと、この会は流れがありますから、出たいときだけ出るということにしたいと、非常に、いちいち最初から説明しないといけなくなってしまいますよね。やっていただくのだったら、きちんと出ていただきたい。

つまり、毎回出ていただくということを前提にいただかないと、せっかくだからその方がいいと思います。

富野先生 職員の方が多いと困りますけれども。

山本委員 100人委員会へ参加させていただいていますが、職員からの意見が出ません。職員の方には出来るかぎり意見を出して、共に課題を考えていきたい。

富野先生 すごく大事なことがあるのですけども、たぶん会議の運営の仕方と会議の性格によって違うと思うのです。100人委員会というのはたぶん、町民の皆さんが主体となって動かしているということが前提だったと思うのです。これは自治基本条例ですから、条例づくり、そういう意味ではもちろん市民の皆さんが主体となるのですけれども、しまちの情報とかまちのあり方については、両方が共有しないとできないのですね。そういう点では、たとえば運営の仕方が、職員の方が「あなたはどのように考えています」ということを聞かざるを得ないです。ですから、そういう点では、ただ座っているだけではたぶんできないので、少し違ってくると思います。市民の皆さんの意識もそういうふうに変わってくるかもしれないし。

そここのところを研究していただけますか。

総務主監 わかりました。ありがとうございます。できるだけ委員長の意向に添えるように。

8. その他

総務主監 本日は時間の関係もございまして、予定させていただいておりました内容は以上でございます。その他の関係は、先ほどもありましたように、日曜日のフォーラムがありますので、ご出席をお願いいたしたいと思います。

それでは、一番下にご書いてございますように、次回の開会日ですが、できるだけ皆さん方の都合のよい日を、要綱にも過半数の出席がなければ開くことができないということになってございますので、ご意見をいただいて、はっきりとした日はなかなか難しいわけですが、どうしてもこの曜日はだめとか、あるいは午前・午後というような形で、できましたら日程についていかがでしょうか。

富野先生 曜日は、皆さんどうなのでしょう。実は私は火曜日は全く対応できないので、火曜日と土曜日はだめなんですけれども。

富野先生 やっぱ午前中ですね。なかなか朝にここに来るのは大変なんですね。でも、いいですよ。どうしましょうか。水曜日・木曜日など、木曜日はどうですか。

では木曜日ということで、午前中。今回は年度内がいいですか。3月は議会があるでしょう。3月半ばから後半の木曜日というと、19日はどうですか。はい。

総務主監 今回は、3月19日(木)午前9時半から、本日と同じ会場をお願いします。そのほか何かございませんか。

(なしの声あり)

富野先生 次回の議事内容は、今ここで言うていただかなくても、あとでご連絡いただいたらいいのですね。

総務主監

それでは、ご意見もないようでございますし、ちょうど11時になってまいりました。皆さん方には本当に大変お忙しいところ、自治基本条例策定委員会にご出席いただきまして、本当にありがとうございました。

どうか、1年近くかけてまたご議論いただくわけですが、今後、お忙しいところでございますが、お繰り合わせいただきまして、ご出席いただきますようお願いいたします。本日は大変ありがとうございました。これで閉会させていただきます。

(閉会)